

# 高知県の家庭教育支援の充実に向けた推進方策について

## 【 提 言 】

平成 31 年 2 月

高知県社会教育委員会

## 目次

はじめに	1
第1章 高知県における家庭教育支援等の現状と課題	2
1 子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
(1) 核家族化の進行と共働き世帯の増加	
(2) 子どもたちを取り巻く厳しい環境	
(3) 各委員からの意見	
2 高知県の家庭教育支援と関連した県の取組	
(1) 保健・福祉分野での取組について	
(2) 教育分野での取組について（第2期高知県教育振興基本計画）	
〈就学前における取組〉	
〈家庭教育支援としての取組〉	
第2章 高知県における家庭教育支援の目指す方向性	9
1 保護者同士のネットワーク構築を促す体験活動等の充実	
2 就学前段階の家庭教育を支援する福祉と教育の連携体制の構築	
3 情報提供や学習機会の充実と支援者の養成・研修	
第3章 具体的な推進方策	12
1 保護者同士のネットワーク構築を促す体験活動等の充実	
〈社会教育施設を活用した親子体験型学習の充実〉	
〈民間団体の力を活かした活動の促進〉	
2 就学前段階の家庭教育を支援する福祉と教育の連携体制の構築	
〈保健・医療・福祉分野との連携〉	
〈モデルとなる市町村の取組支援〉	
3 情報提供や学習機会の充実と支援者の養成・研修	
〈基本的な生活習慣の確立に向けた意識の向上〉	
〈啓発資料の作成〉	
〈高知県社会教育実践交流会等の活用〉	
〈家庭教育支援基盤形成事業の充実〉	
おわりに	15

参考資料

## はじめに

家庭教育はあらゆる教育の出発点です。子どもたちは、家庭でのふれあいを通して、基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやり、自尊心や自立心、基本的な倫理観などを育てていきます。

しかしながら、核家族化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化等を背景とする人と人との結びつきの弱まりや、地域で子どもを育てていくという連帯意識の希薄化は、家庭教育を支援してきた社会的基盤を弱め、身近な人から子育てについて学ぶ機会を減少させ、子育ての悩みや不安を抱えた保護者の孤立をもたらすなど、家庭教育の困難状況を拡げています。本提言は、この社会的基盤の再構築に向けた高知県社会教育の今後のあり方を示したものです。

国においては、平成 18 年の教育基本法の改正により、家庭教育について新たに条項を設け、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図ることなど、父母その他の保護者が子の教育について第一義的責任を有すること、また、国や地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、その支援に努めることが規定されました。

さらに、第 3 期教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本方針において、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりや、地域の多様な主体が連携協力して親子の育ちを応援すること、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することの重要性が指摘されています。

また、高知県においては、平成 27 年度末に策定された第 2 期高知県教育振興基本計画で、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材」を目指すべき人間像とし、その取組の方向性の 1 つに「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を定め、保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発、高知県版地域学校協働本部の設置促進など地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進しています。

これらを踏まえ、本会議では、2 年間にわたって「高知県の家庭教育支援の充実に向けた推進方策について」をテーマに、視察等も行いながら、今後本県において取り組むべき方向性とその具体的な方策について検討し、「保護者同士のネットワーク構築を促す体験活動等の充実」、「就学前段階の家庭教育を支援する福祉と教育の連携体制の構築」、「情報提供や学習機会の充実と支援者の養成・研修」の 3 つの方向性で、社会教育行政や関係者に向けた提言としてまとめました。

貴重な意見をいただいた各委員に感謝するとともに、本提言が高知県の社会教育行政と各地域の取組に資するものとなることを期待しています。

平成 31 年 2 月

高知県社会教育委員会  
委員長 内田 純一

# 第1章 高知県における家庭教育支援等の現状と課題

## 1 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

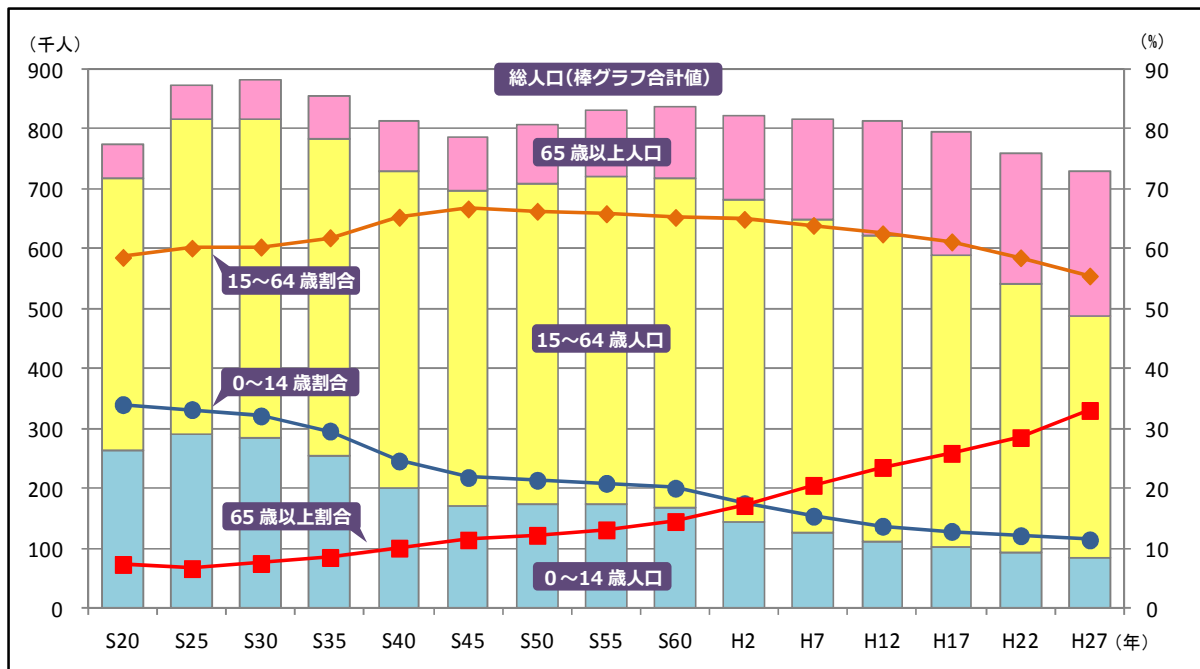
### (1) 核家族化の進行と共働き世帯の増加

本県の人口は、1956年（昭和31年）の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970年（昭和45年）に下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などにより1986年（昭和61年）に再び減少に転じ、2015年（平成27年）には72万8千人となっています。（図表1）

出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心に多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したこと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などが挙げられます。

合計特殊出生率については、2009年（平成21年）の1.29を底に緩やかな回復傾向にあるものの、2017年（平成29年）は1.56と依然として低く、出生数は1975年（昭和50年）の11,773人から2017年（平成29年）には4,837人に減少するなど、少子化が進行しています。（図表2）

図表1 高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移

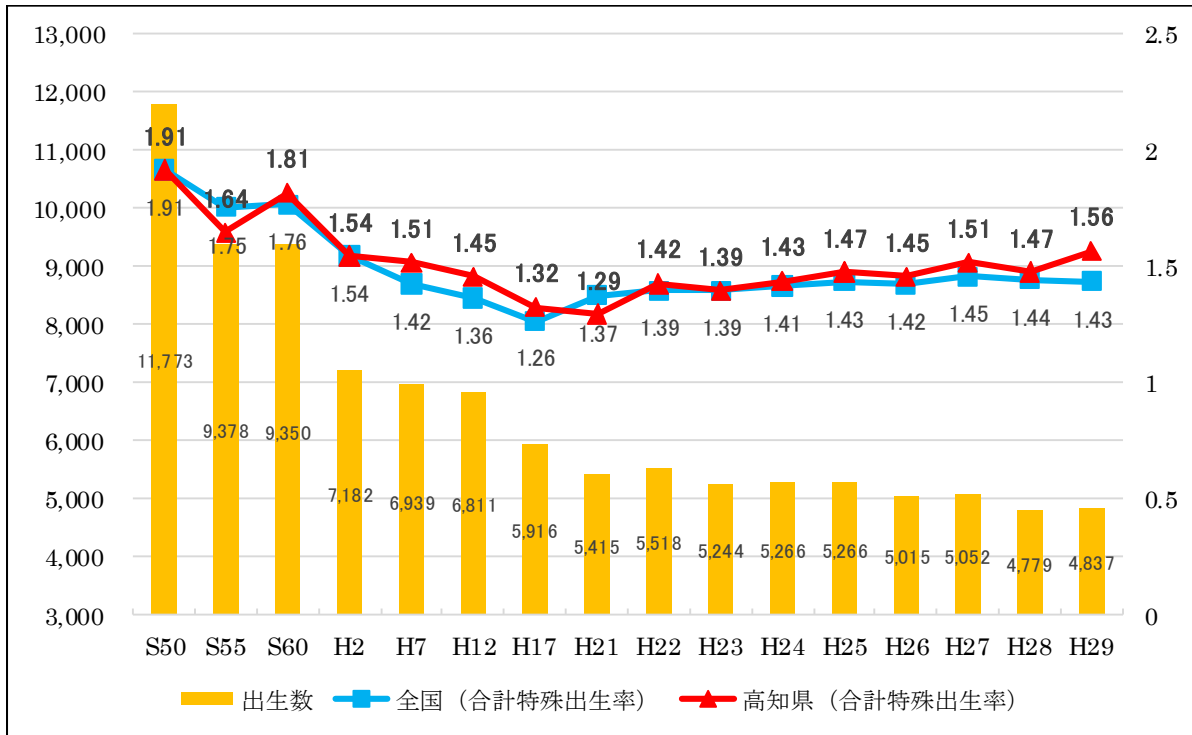


出典：「第2期 高知県教育振興基本計画 第2次改訂版」平成30年

少子化の進行と共に、本県の子どものいる世帯では、核家族世帯が約8割を占めており、その割合も高まる傾向にあります。また、2015年（平成27年）における共働き世帯の割合は、夫婦のいる一般世帯では48.3%と全国平均並みですが、6歳未満の子どもがいる世帯に限ると、その割合は62.5%と半数を超え、全国数値の48.5%を大きく上回っています。（図表3、4）

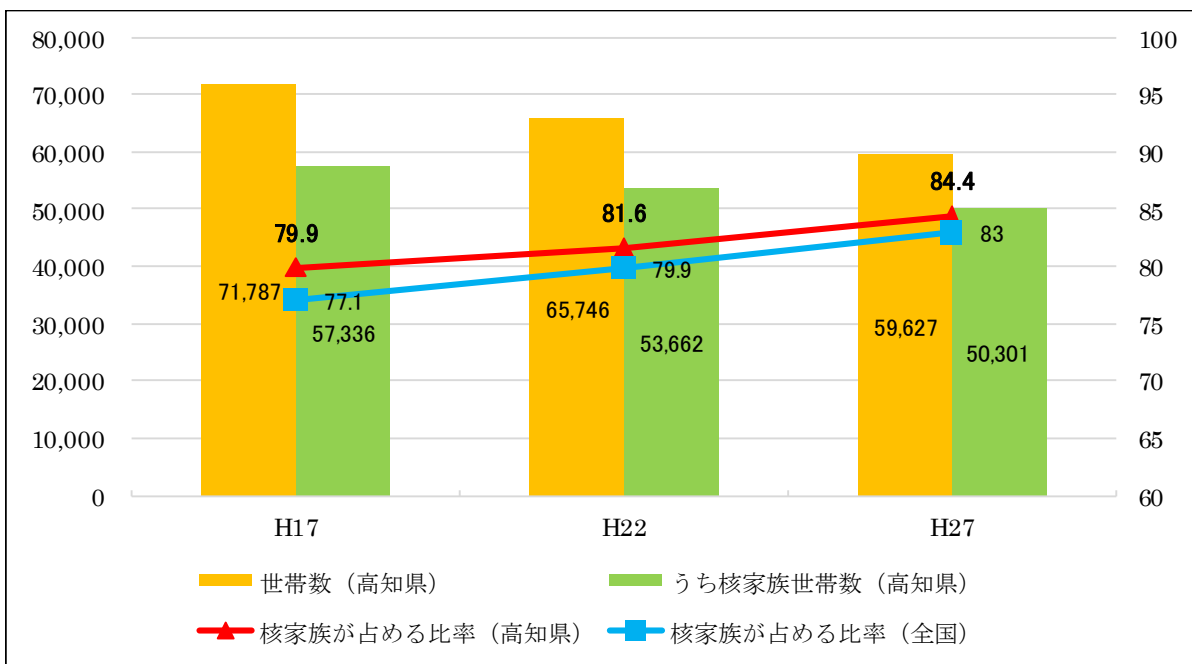
このような核家族化の進行や三世帯同居世帯割合の低下等により、親が祖父母などから子育てについて学ぶ機会が少なくなっています。また、共働き世帯の増加は、親子間でコミュニケーションを図る機会の減少を招くことが危惧されます。

図表2 高知県の出生数・合計特殊出生率の推移



厚生労働省「人口動態調査」より作成

図表3 高知県の18歳未満の子どもがいる世帯における核家族世帯が占める割合



総務省「国勢調査」より作成

図表4 高知県の共働き世帯の割合

	夫婦のいる一般世帯	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	159,614	77,079	48.3%
全国	28,733,178	13,080,450	45.5%

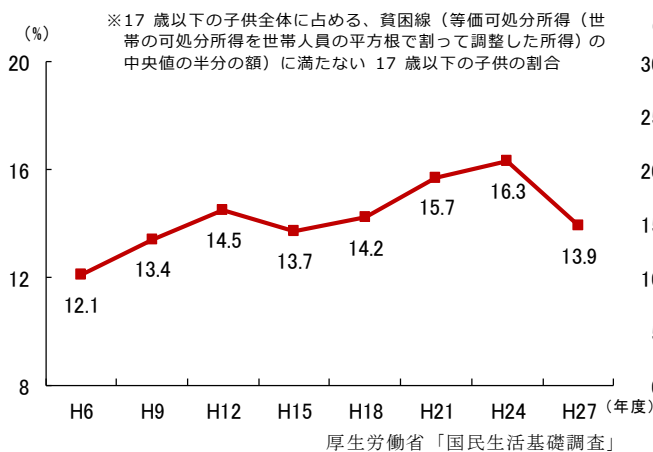
	夫婦のいる一般世帯のうち 6歳未満の子どもがいる世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	20,172	12,613	62.5%
全国	4,221,075	2,046,386	48.5%

出典：総務省「国勢調査」

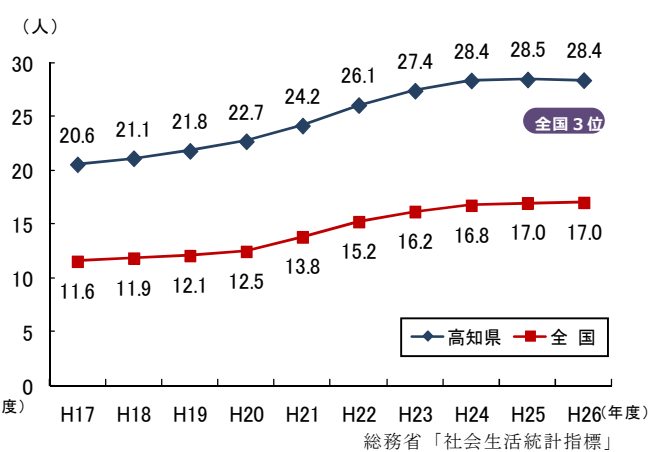
## (2) 子どもたちを取り巻く厳しい環境

厚生労働省の調査によれば、平成27年の日本の子どもの貧困率は13.9%となっています。我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、生活保護被保護率や就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県においては更に深刻であり、家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、多くの子どもたちが様々な困難な状況に直面しています。(図表5～図表8)

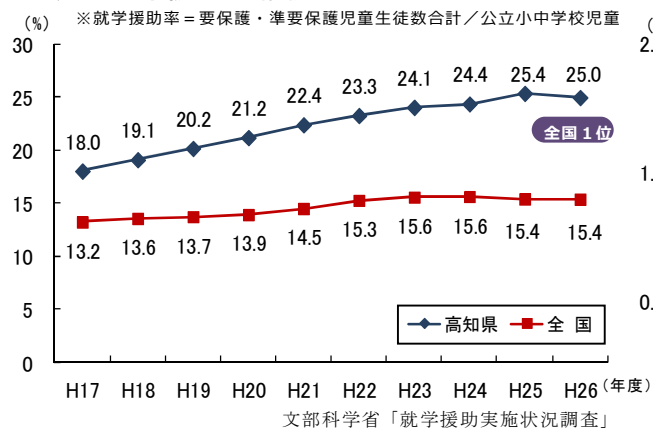
図表5 子どもの貧困率※の推移(全国平均)



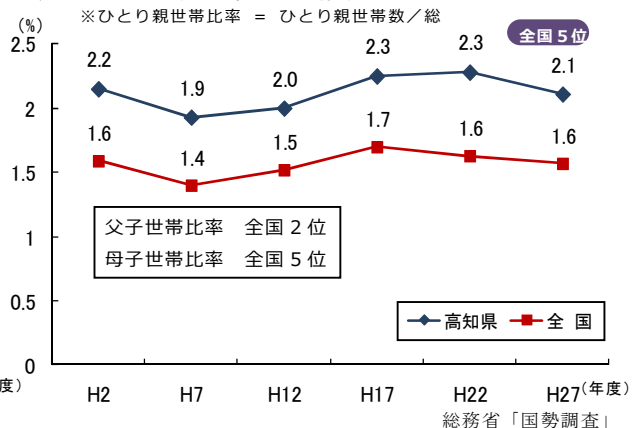
図表6 生活保護被保護実人員(人口千人当たり)



図表7 就学援助率※推移

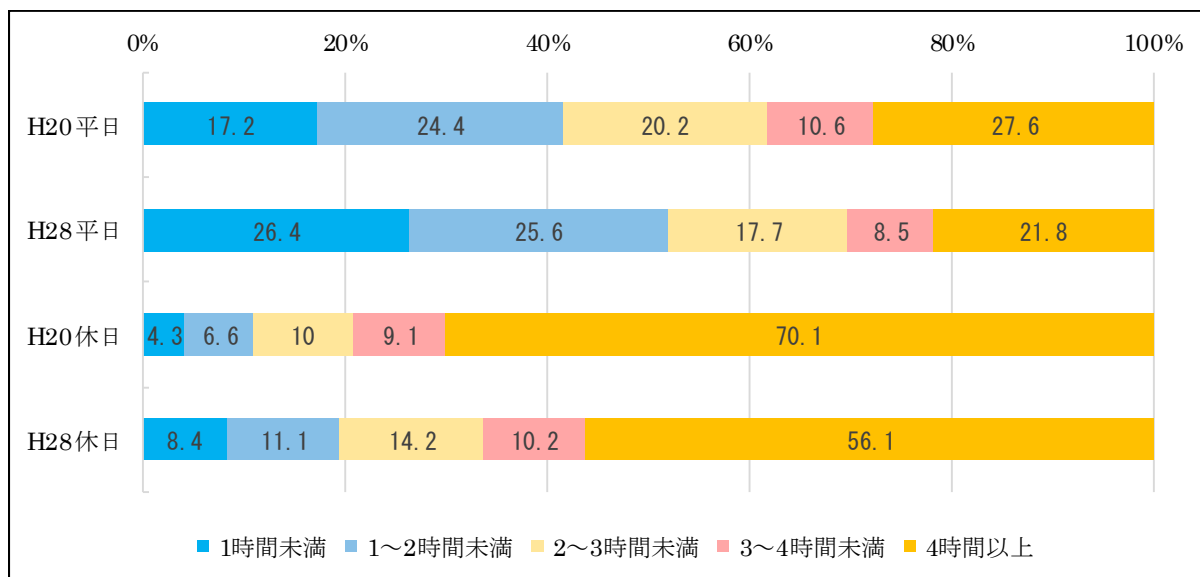


図表8 ひとり親世帯比率※推移



さらに、文部科学省の調査によると、家庭教育の主体となる保護者が子どもとふれ合う時間は、平均で平日 2.3 時間、休日 3.7 時間となっており、平成 20 年度調査と比べると、平日、休日ともに短くなっています。また、労働時間が長くなるにつれ、平日の子どもとふれ合う時間は短くなる傾向があります。(図表 9)

図表 9 子どもとふれ合う時間が一日にどのくらいあるか



文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」平成 28 年度より作成

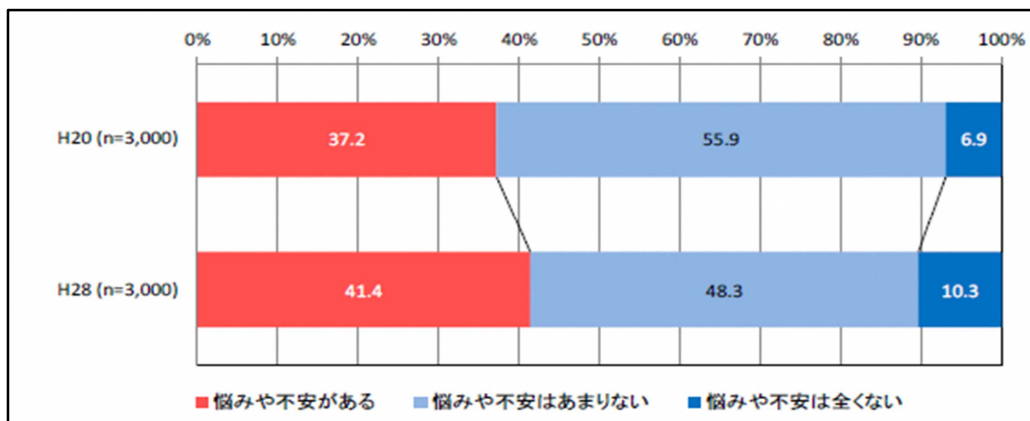
### (3) 各委員からの意見

家庭教育の現状と課題について各委員からは、それぞれの実践を踏まえて以下の意見が示されました。

- 昨今、家庭の教育力の低下が指摘されているが、その背景には、保護者自身の生活体験、社会体験、自然体験の不足がある。
- 朝食を欠食した状態での登校や夜遅くまで起きていることなど、保護者の不規則な生活習慣に子どもが巻き込まれていることも指摘されており、育児にゆとりのない保護者の状況が、子どもたちが安全安心に過ごせる環境に影響を与え、結果として子どもの問題行動として表れてきている。
- 厳しい生活環境を背景に、保護者が適切な体験を通じた学びを積み重ねてきていないことから、虐待等にいたるような「養育力の底が抜けた状態」のケースも見られる。こうした家庭を支援するにあたっては、保護者が当然担うべきであると捉えられてきたしつけなどの家庭教育についても、「できて当たり前」を前提としない対応が求められる。

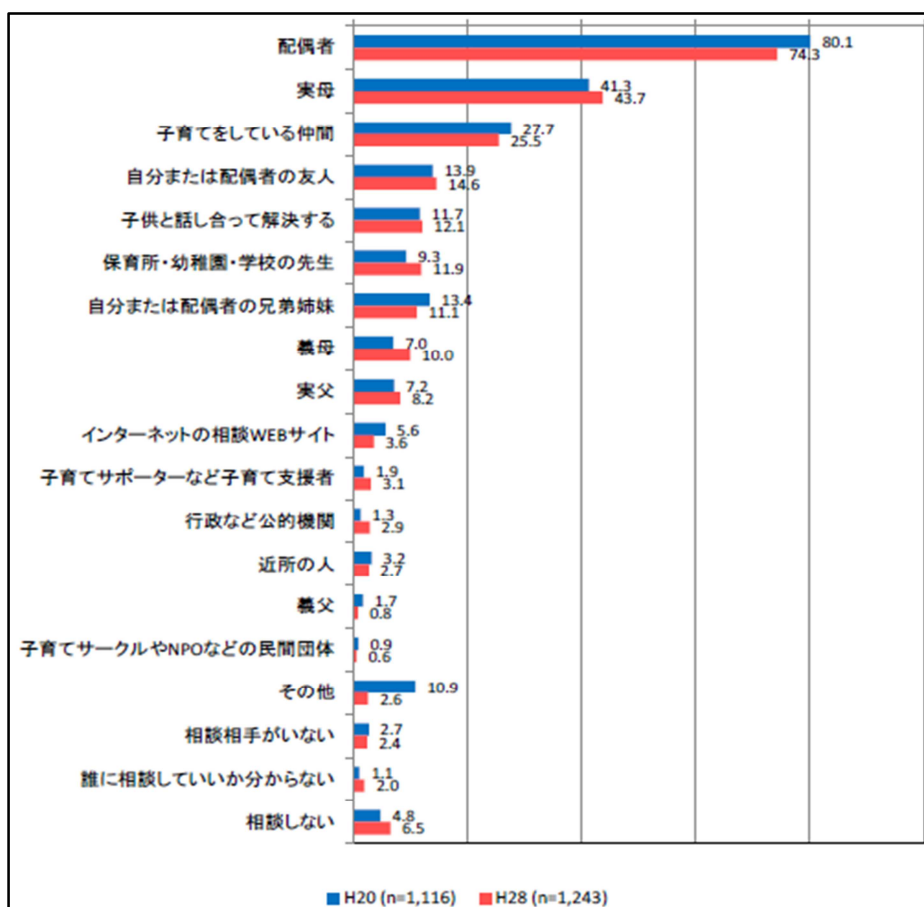
- 子どもの教育について第一義的責任をもつ保護者は、子どもとの関わりから得られる喜びや楽しみがある一方で、責任ゆえの悩みや不安を抱えている。かつては、それを解消する地縁的なつながりが地域にも多くあったが、現在では、保護者が子育てに関する悩みを気軽に相談できる機会や子育てを共有できる関係性が減少している。(図表 10、11)

図表 10 子育てについて悩みや不安があるか



出典：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」平成 28 年度

図表 11 子育てについて悩みや不安があるときに誰に相談するか。(複数回答)



出典：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」平成 28 年度



- 基礎自治体（市町村）の中には、職員体制が弱体化し、社会教育や家庭教育支援に対する理解が乏しいケースが見られる。
- 行政機関も親育ち支援のための施策等を一生懸命やっているが、講演やワークショップ形式の取組に、家庭教育や子育てに意欲のある保護者の参加はあるものの、参加してもらいたい課題のある家庭に対して十分に情報等が届けきれていない。
- 子育てサークルやNPOのような民間組織が、行政機関による支援では手の届きにくい部分にまで相談や助け合いを浸透させており、重要な役割を果たしている。
- 都市部のみならず、中山間地域でも核家族化は進行しており、共助社会の衰退による関係性の希薄化などが起こっている。こうした社会環境の変化が、家庭教育にも影響を与えていると考えられる。
- 少子高齢化やライフスタイルの変化、組織への帰属意識への希薄化等により、社会教育関係団体の会員数は減少傾向にあり、子ども会やPTA等についても、担い手不足や役員の固定化により、保護者同士の新たな関係の構築や学び合いの機会が減少している。

## 2 高知県の家庭教育支援と関連した県の取組

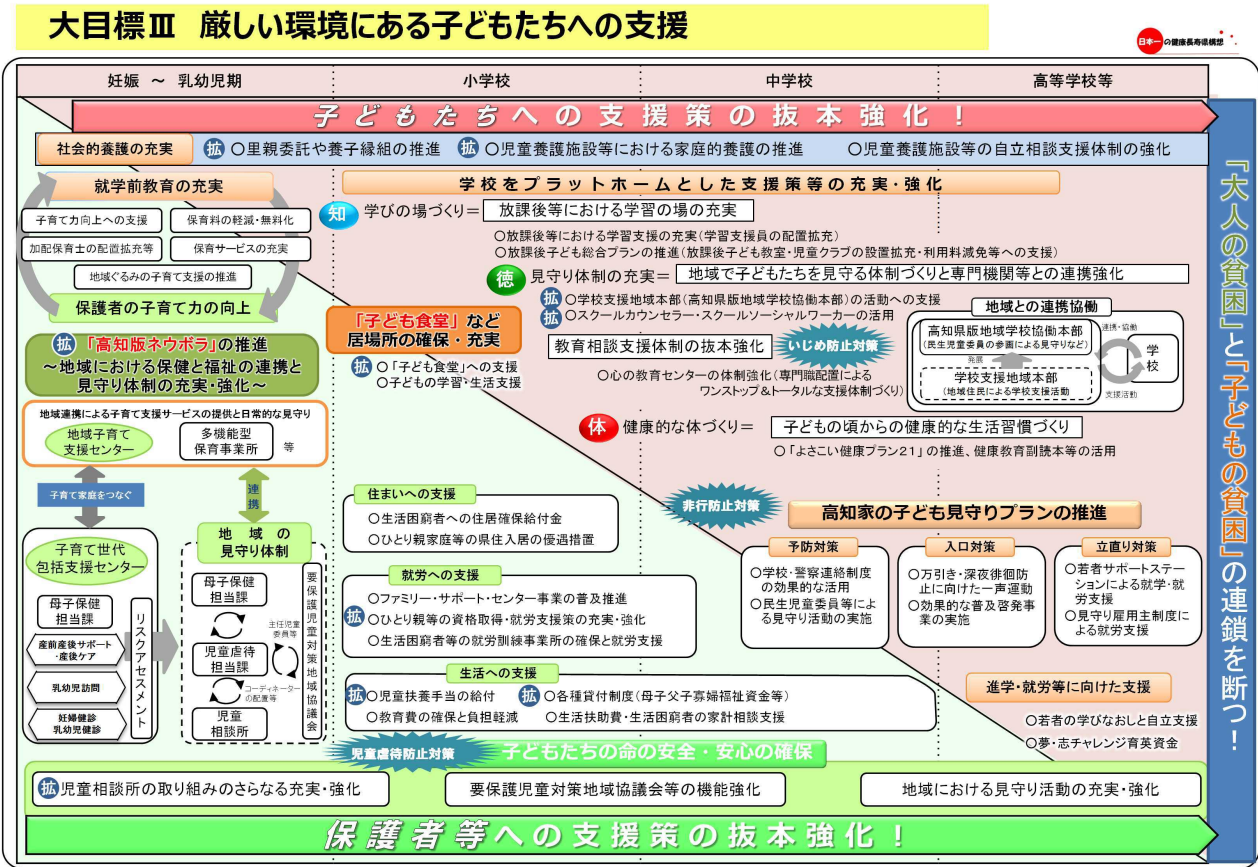
### （1）保健・福祉分野での取組について

本県では、「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指し、平成22年に保健・医療・福祉の各分野の課題解決に取り組むため、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、バージョンアップを図りながら取組を推進しています。

この中においても、厳しい環境にある子どもたちへの支援を柱の一つに位置付け、子育ての不安や悩みの解消の支援や、地域の高齢者や子育て世代などとの交流を通して地域ぐるみで子どもの見守りや子育て支援ができる環境づくりの推進など、保護者の子育て力の向上を目標にした親育ち支援等を行っています。

また、市町村子育て世代包括支援センターを起点として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（「高知版ネウボラ」）を強化し、子育て家庭へのリスクに応じた適切な対応や子育て家庭の不安の解消につなげる取組などを進めています。（図表12）

図表 12 第3期「日本一の健康長寿県構想」大目標Ⅲ 厳しい環境にある子どもたちへの支援



出典：高知県「日本一の健康長寿県構想 第3期 Ver. 3」平成30年

(2) 教育分野での取組について (第2期高知県教育振興基本計画)

第2期高知県教育振興基本計画においては、家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指しています。

就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域と学校との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの一貫した支援策の推進を図っています。

例えば、保護者に対する啓発、学校や地域の力による家庭の教育力の補完、保護者の経済的負担の軽減、高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実等について、様々な事業を行っています。

〈就学前における取組〉

保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを行っています。

また、日常的に保護者と関わる保育者が、親育ち支援の必要性や保護者との関わり方などについて理解を深め、日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修等を実施するとともに、配慮が必要な保護者の子育て力向

上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高める取組等を行っています。

### 〈家庭教育支援としての取組〉

県では、各市町村が実施する地域の実情に応じた保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動に対し補助金を交付しています。

平成30年においては、16市町村がこの事業を活用して家庭教育講座等を実施しており、そのうち5市町には、合わせて6つの家庭教育支援チームが設置されています。

また、親としての役割や子どもとの関わり方の気付きを促すために活用する学習プログラムを作成し、ファシリテーターの養成や、依頼のあった保育所や地域子育て支援センター等へのファシリテーターの派遣などを行っています。

## 第2章 高知県における家庭教育支援の目指す方向性

高知県における家庭教育支援等の現状と課題及び各委員からの意見を踏まえ、高知県の目指す家庭教育支援の方向性を以下の3点に整理しました。

### 1 保護者同士のネットワーク構築を促す体験活動等の充実

子育てに悩む保護者の中には、母親が子育ての悩みを一人で抱え込む状況が多くみられます。かつては、子育てについて日常生活や地域の中で学ぶ機会があり、生活の中で解決できる機会がありましたが、現在は、家族構成や社会の変化などにより、このような日常的な学びの機会が必ずしも十分ではなくなっており、保護者が地域や他の保護者と自然につながり、子育てや家庭教育に関わる悩みを相談し、互いに学びあう機会は得にくくなっています。

このような状況を改善するためには、関係機関が実態に即して意図的に保護者同士の交流を生みだし、ネットワークを構築するためのきめ細かい働きかけが必要です。

#### 【参考事例】

##### (1) 子育て応援ZEROSAIの取組

県内各地で活動する「子育て応援ZEROSAI」は、子育てサークル「キラキラ☆ママ高知」をはじめ、子育てサロンや0歳からの音楽コンサート、子育て家族対象のコミュニケーション講座、子育て支援者育成事業等、多様な取組を行っています。ママやパパが笑顔でいられることで子どもたちも健やかに育つとの思いのもと、企業等とも連携しながら保護者や地域をつなぐことで、保護者同士のネットワークを広げ、孤立した子育てを防ぐことを目的に活動しています。

さらには、地域の商店街や民生委員等をつなぎ、地域による子どもたちの見守り機能の強化や、地域コミュニティの発展も目指しており、家庭教育支援、子育て支援を通

じた地域づくりにも貢献しています。また、SNS等を活用して広く情報発信をしているほか、支援の新たな担い手となる人材の育成も視野にいれて取り組んでおり、地域に根ざした持続可能な取組となっています。

## (2)「ぷらうらんど Kouminkan」の取組

高知市や日高村、田野町などを拠点に活動するNPO法人ホモルーデンスが運営する児童発達支援センター「ぷらうらんど Kouminkan」は、体験、発見、冒険の3つをコンセプトに“親子で使える児童館＋公民館”を目指し、療育の専門性と自然体験活動を両輪とした取組を実践しています。全ての子どもたちの発達を保障し、成功体験・褒められ体験から見通す力を養い、保護者と伴走する家庭教育支援を「ぷらうらんど社会教育」として展開しており、様々な体験活動を通して、保護者同士のつながりが生まれています。ここには、厳しい家庭環境の中で子どもたちが健やかに育つためには、療育の専門機能に加えて、家庭教育支援の必要性を強く感じてきている姿が読みとれます。

「ぷらうらんど Kouminkan」が行う家庭教育支援のスタンスは「当事者と伴走しながら困って悩んで考えて行動し変容する」です。何よりも子どもに目を向け子どもの育ちを中心に考えるとともに、子育て中の保護者が自分で試行錯誤して「できた」という成功体験や他者のために役立ったと実感できる体験を提供するものです。

このような活動を保護者が子どもと一緒に体験することは、保護者が子どもから学び、子育てや子どもとの関わりについて気付きのある活動となるとともに、地域に保護者同士の新たなネットワークを築く可能性につながります。

## 2 就学前段階の家庭教育を支援する福祉と教育の連携体制の構築

就学や養育に不安を抱えている保護者が多く、未就園児の母親からの子育て相談が増加する傾向が指摘されています。こうした保護者の中には、子育てに必要な生活経験や社会体験が乏しく、かつ、身近に相談できる相手に恵まれない方も含まれ、「親として当たり前ができる」ことを最初から求めるのではなく、できたことを認め保護者と伴走しながら親としての育ちを応援することが大切です。こうした状況においては、乳児のいる家庭と地域社会をつなぎ、家庭の孤立を防ぐ取組や、妊娠期から子育て期に渡って切れ目のない伴走型の支援を行うことが求められ、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターなど、福祉部局との連携を含め、地域の実態に応じた自由度のある取組が展開されることが期待されます。

各市町村において、福祉部局との連携による効果的な家庭教育支援が展開されるためには、県教育委員会においては、モデルケースとなる取組を支援し、その成果を広く県内に周知するとともに、各市町村の実態に応じた取組となるよう柔軟に支援していくことが求められます。

### 【参考事例】

平成26年から2年にわたり、中芸広域連合保健福祉課が事業主体となり、「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」において、教育・保健福祉・民間団体（N

PO)の連携体制の構築や、家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援などに取り組んできました。この取組を通じて、関係機関の連携や専門性のある相談支援体制の構築、学校教育と社会教育の連携等について重要性を確認できたとともに、市町村教育委員会における家庭教育支援の在り方には地域差があることも分かりました。





また、中芸広域連合が設置している地域子育て支援拠点「遊分舎」では、利用者に寄り添い、地域の実態に応じた多様なプログラムを展開しています。

ここでは、地域の子育て経験者が支援員として常駐し、保健師や栄養士、作業療法士など専門職と連携した取組がなされています。このように、専門職と非専門職とが互いの強みを発揮できる仕組みをつくるのが大切です。

中芸広域連合ではターゲット型の訪問型支援を行いました。図表 13 に示したように、訪問型家庭教育支援には様々な類型が考えられます。訪問型支援を実施する場合には、地域の実態に応じた取組を推進する必要があるため、福祉部局との役割分担や支援マニュアルの作成、人材養成などの課題が想定されます。

比較的小さな規模の市町村においては、ユニバーサル型の支援として全戸訪問を行うことも考えられます。一方で、規模の大きな市町村では財政的負担が大きく、訪問担当者の確保も容易ではありません。このような場合は、対象年齢を限定して全戸訪問を行うベルト型の支援が適切です。このように、各市町村の実態に応じた適切な方策となるよう慎重に進める必要があります。

図表 13 訪問型家庭教育支援の類型化に係るイメージ図

ユニバーサル型	ターゲット型	ベルト型	エリア型
			
「面」の支援	「点」の支援	「帯」の支援	「区」の支援
全戸訪問（全ての家庭を訪問の対象とする）を行う。	具体的な課題を抱える家庭を訪問の対象とする。	対象年齢を限って全戸訪問を行う。	地域ごとの特徴に応じた訪問支援のメニューを設定する。
<b>○メリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全戸訪問のため保護者に受け入れられやすい。</li> <li>問題の未然防止、早期発見につながりやすい。</li> </ul>	<b>○メリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭の問題状況に応じた支援ができる。</li> <li>課題が明確で訪問支援員の専門性を発揮しやすい。</li> </ul>	<b>○メリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象年齢の家庭にはユニバーサル型支援のメリットを活かせる。</li> <li>相談内容の事前想定が容易。</li> <li>乳幼児健診のように支援対象者別のスクリーニングが可能。</li> </ul>	<b>○メリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体内の実態調査の結果等のデータを活用し実状に応じた支援が行いやすい。</li> </ul>
<b>○デメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模の大きな自治体で行う場合の財政的負担、訪問支援員の確保が課題。</li> </ul>	<b>○デメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>受け入れ側に具体的な課題がないと動きにくい。</li> <li>問題解決型の支援になりがちで、家庭教育支援の領域での対応が難しい。</li> </ul>	<b>○デメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる年齢が限定される。</li> <li>必要に応じて継続的支援につなげる体制が求められる。</li> </ul>	<b>○デメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域の受け入れ体制を構築する必要がある。</li> <li>支援メニューを個別に設定することが必要。</li> </ul>
<b>○先行事例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県湯浅町 等</li> </ul>	<b>○先行事例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大分県別府市 等</li> </ul>	<b>○先行事例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府大東市 等</li> </ul>	※都道府県内の特定の自治体で実施、市町村内の特定の校区で実施（英国では、割算指標【地域の貧困の水準を指標化したもの】を用いたエリアマップを作成して関係者が共有することで地域の特性に応じた支援を展開している）

出典：文部科学省「家庭教育支援の具体的な推進方策について」平成 29 年

### 3 情報提供や学習機会の充実と支援者の養成・研修

全ての親の育ちや学びを応援することが、家庭教育支援の基本です。全ての親を対象とした家庭教育支援においては、家庭教育の主体としての保護者の立場を尊重し、お互いに励まし合い高め合いながら主体的に家庭教育を行う機運を醸成するため、情報提供や学習機会を充実させることが必要です。

高度情報化社会の進展に伴い、多くの情報をインターネット等から簡単に入手できるようになり、コミュニケーションツールとしてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）が普及するなど、新たなつながりも生まれています。一方で、家庭教育に関心が薄く、積極的に情報にアクセスしようとする保護者もいます。このような状況においては、様々な手段を組み合わせた情報提供を積極的に行うことが求められます。

また、保護者の育ちを促すための学習機会にあっては、楽しみながら学べる機会の拡充や仲間づくり、学んだことを自分のこととして振り返る機会の充実こそが大切です。その意味からも支援者の養成・研修においては、保護者のおかれている現状の理解とともに、学習のコーディネート力やファシリテーション力の向上が求められます。このような学習の機会を提供する側には、「支援とは相手から学ぶことなしには成立しないもの」の姿勢が求められ、子どもや保護者の姿から学び取る視点が必要とされます。

## 第3章 具体的な推進方策

図表12にあるように、県全体として妊娠期から保護者や子どもたちへの支援を行っていますが、本会議においては、第1章及び第2章で述べた現状と課題、目指すべき方向性等を踏まえたうえで、今後の家庭教育支援のさらなる活性化を図るために、社会教育の側面から3つの方向性に即して具体的な方策を提案します。

### 1 保護者同士のネットワーク構築を促す体験活動等の充実

#### 〈社会教育施設を活用した親子体験型学習の充実〉

家庭教育の第一義的な責任は保護者にありますが、十分な経験がなく、身近に相談できる相手に恵まれない条件の下では、初めから保護者が家庭教育の主体としての役割を十分に果たすことができると判断することは現実的ではありません。

このような保護者が悩みや困難を一人で抱え込むことなく、親として成長していくことを促すためには、行政からの情報伝達だけでなく、保護者同士の交流の中で子育ての楽しさや悩みを共有し、学び合うことのできる場を設定することを提案します。

例えば、社会教育施設を活用した親子体験型学習の充実が考えられます。親子の関わりはもちろんのこと、他の家族との関わりなどの社会体験、野外炊飯などの生活体験、動植物と関わる自然体験など、子どもの発達段階に応じた体験活動を充実させることで、子どもの知的好奇心を刺激し、創造力や柔軟な思考力、良好な人間関係を築く力を養う

とともに、親子での体験とすることで、親子の絆を深め、さらに親同士のつながりを作る契機とすることを目指します。

### 〈民間団体の力を活かした活動の促進〉

行政が行う講師派遣等の広域的な学習や体験活動に、民間団体（子育てサークル、NPO等）が蓄積しているノウハウやネットワークを活用することも有効です。

子どもの発達や特性に関する基本的理解のもとに、様々な関係機関と連携した取組を行うことで、行政だけでは届きにくい部分にまで支援の輪を広げることができるとともに、民間団体に対する学びの場を提供することにもなります。

## 2 就学前段階の家庭教育を支援する福祉と教育の連携体制の構築

### 〈保健・医療・福祉分野との連携〉

家庭教育支援の内容や対象は幅広く、また切れ目のない支援が必要です。就学や養育に不安を抱えている保護者も多く、未就園児の母親からの子育ての相談が増加する傾向が指摘されており、特に就学前の乳幼児をもつ保護者への支援が重要であると考えます。また、家庭教育支援のための家庭訪問を行うことによって、講座や相談窓口に出てくるのが難しい保護者と接触することのできる貴重な機会をつくることができます。

新たに家庭教育支援チームを編成し家庭訪問をするには、訪問される家庭側の心理的負担や法的な根拠など、様々な課題があります。例えば、すでに保健・福祉分野で実施している、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を母子保健推進員等が訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、保健師の全戸訪問等と連携し、家庭教育に関する情報や学習機会を提供することが考えられます。

このように顔と顔が見える個別の取組は大切ですが、具体的な方策については、地域の実態に即し、福祉と教育が手を取り合える仕組みをともに考えることが大切です。

### 〈モデルとなる市町村の取組支援〉

家庭教育支援チームについては、その主体として行政やNPOなどが、また、活動として講座型、拠点型、訪問型などが考えられますが、本県において家庭教育支援チームとして活動している取組の多くは、講座の企画です。

このような状況においては、福祉と教育との連携について、段階的な導入モデルを提示するとともに、モデルとなる市町村の取組を支援することが考えられます。

例えば、市町村の福祉部局と教育委員会の連携した取組を支援し、家庭教育に関わる啓発を福祉部局の事業において行うことが考えられます。この場合、取組が円滑に実施されるよう、県教育委員会がコーディネーター役として支援し、関係機関をつなぐことが大切であり、取組をその他の市町村に拡充する役割を果たすことも求められます。

### 3 情報提供や学習機会の充実と支援者の養成・研修

#### 〈基本的な生活習慣の確立に向けた意識の向上〉

「早寝早起き朝ごはん」啓発運動の取組など、基本的な生活習慣に関する保護者と子ども意識の向上を図るため、これまでの取組をさらに充実させることが求められます。例えば、県内をいくつかのブロックに分け、各ブロックで講演や実践発表に基づく協議を行うなど、保護者同士の交流を通じた気づきや学び合う環境、機会を作ることを提案します。

#### 〈啓発資料の作成〉

家庭教育関係の研修に参加できない家庭にも家庭教育に関する情報を届けるためには、啓発資料の作成・配布が考えられます。

配布にあたっては、先に述べた、保健・医療・福祉との連携における全戸訪問での配布や、乳幼児健診、就学時健診のほか、親だけでなく祖父母や地域の方の目に触れるという視点から、医師会等の医療機関と連携し、病院の待合室等に設置させてもらうなど、より効果的な配布方法を工夫することが必要です。

#### 〈高知県社会教育実践交流会等の活用〉

平成 27 年度から実施されている高知県社会教育実践交流会において、家庭教育支援を分科会のテーマにするなど、県内の実践事例を広く集め紹介することで、社会教育関係者に対して家庭教育支援の必要性を改めて認識してもらい、地域全体で家庭教育を支援していく風土を醸成していくことを提案します。

#### 〈家庭教育支援基盤形成事業の充実〉

「高知家の親の育ちを応援する学習プログラム」を活用した講座とそのファシリテーター養成のための研修会を実施していますが、平成 29 年度からファシリテーターを認定制にし、要望に応じて県内に派遣しています。この取組をさらに充実させ、推進することで、保護者同士のさらなるネットワークの構築を目指します。

市町村が実施する家庭教育支援についても、事業を有効に活用した取組が増えるとともに、その内容を一層充実させることが求められます。例えば、各市町村で活動している NPO 等と連携し、それらの団体の特色を生かした支援を行うことで、家庭教育支援の裾野を広げ、団体の活動そのものも活性化させることが期待できます。

その際、研修会の参加者の当事者意識を高めるためにも、学びの振り返りを重視した学習・交流を市町村が実施しやすいような環境を醸成していくことが必要です。



## おわりに

子育てや家庭教育を安心して行える社会をつくりたい。本提言に携わった各委員の共通する願いです。そのためにも「今こそ社会教育の出番です」と言いたいところですが、それを可能にする本県の公的な社会教育条件そのものが弱体してきており、家庭教育支援のみならず、社会教育全般に関わる各基礎自治体の仕事や職員体制を強化・支援していく県の一層の取組が求められます。

社会教育の推進体制を再構築するためには、社会教育主事の養成や基礎自治体の社会教育担当者が専門的な知識や技術を習得するなど、子育て等をめぐる地域の課題を掘り起こし、それを人々の学びとして組織化していくことのできる力量をもった人材を育成するとともに、地域の社会教育関係団体やNPO等と協働しながら地域づくりに関わるなど、多様な実践主体を支援していくことが必要です。

また、各市町村の社会教育委員や公民館運営審議会等の委員が住民の代表として有効に機能し、家庭教育支援を含めた学び合いの地域づくりの在りようをそれぞれに積極的に提示していくことも必要です。

さらに、地域や行政機関だけではなく、保護者が働く企業等においても、子育てに関わる課題の発見や支援の組織化が促進されていく仕組みを検討し、実践していく環境を整備していくことも必要です。

以上のような取組を通して地域社会全体で子どもや保護者を支援する風土を醸成し、家庭教育支援がさらに充実したものとなり、誰もが子育てや家庭教育を行いやすい社会づくりにつながることを願っています。

〈参考資料〉

- ・ 高知県社会教育委員名簿
- ・ 高知県社会教育委員会における検討の経緯

## 高知県社会教育委員名簿

区分	氏名	現職名 等
学校教育	岡西 博文	香南市立赤岡小学校長
	山中 文恵	高知市生徒指導スーパーバイザー
	時久 恵子	香美市教育長
社会教育	徳弘 朋子	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長
	川田 米實	児童発達支援センターぷらうらんど Kouminkan 理事長
家庭教育	高見 朱美	高知県親育ち支援スーパーバイザー
	岡林 道生	高知県親育ち支援アドバイザー
	関田 浩美	チャイルドラインこうち代表理事
	廣末 ゆか	中芸広域連合地域包括支援センター長
	井上 真由美	子育て応援ZEROSAI代表
学識経験者	内田 純一	高知大学地域協働学部教授
	清國 祐二	香川大学生涯学習教育研究センター長・教授

## 高知県社会教育委員会における検討の経緯

回	開催日	内 容
第1回	平成29年 7月7日	【協議】 ◆協議の柱について ◆各委員より取組等について説明
第2回	平成29年 9月6日	【学習会・協議】 ◆各委員より取組等について説明 ◆家庭教育支援に関わる実践報告 ◆協議の方向性等について
第3回	平成30年 1月24日	【視察・協議】 ◆現地視察 ・田野町教育委員会 ・中芸広域連合 地域子育て支援拠点（遊分舎）
第4回	平成30年 3月27日	【協議】 ◆今後の家庭教育支援のあり方について ◆課題整理 ◆取組の方向性
第5回	平成30年 7月4日	【協議】 ◆骨子案の検討
第6回	平成30年 10月17日	【協議】 ◆提言案の検討
第7回	平成30年 12月19日	【協議】 ◆提言案のまとめ
第8回	平成31年 2月7日	【提言】 「高知県の家庭教育支援の充実に向けた推進方策について」 ◆高知県教育委員会との意見交換会